活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改める。

第十七条の三の見出し中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同条中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第十七条の四中「内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「又は準地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第十七条の五中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改める。

第十七条の六の見出し中「地方税の」の下に「課税免除又は」を加え、同条中「第六条第二項」を「第六条」に、「認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした」を「次に掲げる措置を講じた」に改め、同条に次の各号を加える。

一　認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと又はこれらの地方税に係る不均一の課税をすること。

二　認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をすること。

第十八条中「第五条第四項第十三号」を「第五条第四項第十五号」に改める。

第五章第十二節を同章第十四節とする。

第十七条の三十一中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改め、第五章第十一節中同条を第十七条の四十一とする。

第十七条の三十中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の四十とする。

第十七条の二十九中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同条を第十七条の三十九とする。

第五章第十一節を同章第十三節とする。

第十七条の二十八中「第十七条の二十六第一項」を「第十七条の三十六第一項」に改め、第五章第十節中同条を第十七条の三十八とする。

第十七条の二十七第一項中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同条を第十七条の三十七とする。

第十七条の二十六第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同条を第十七条の三十六とする。

第五章第十節を同章第十二節とする。

第十七条の二十五第一項中「第十七条の十四第六項」を「第十七条の二十四第六項」に、「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の三十三第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の十四第十六項」を「第十七条の二十四第十六項」に改め、第五章第九節中同条を第十七条の三十五とする。

第十七条の二十四中「第十七条の十四第四項第八号」を「第十七条の二十四第四項第八号」に改め、同条を第十七条の三十四とする。

第十七条の二十三第一項中「第十七条の十四第四項第三号」を「第十七条の二十四第四項第三号」に改め、同条第二項中「第十七条の十四第四項第四号」を「第十七条の二十四第四項第四号」に改め、同条第三項中「第十七条の十四第四項第五号」を「第十七条の二十四第四項第五号」に改め、同条第四項中「第十七条の十四第四項第六号」を「第十七条の二十四第四項第六号」に改め、同条第五項中「第十七条の十四第四項第七号」を「第十七条の二十四第四項第七号」に改め、同条を第十七条の三十三とする。

第十七条の二十二第一項中「第十七条の十四第四項第二号」を「第十七条の二十四第四項第二号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村の長」に改め、同条を第十七条の三十二とする。

第十七条の二十一を第十七条の三十一とし、第十七条の二十を第十七条の二十九とする。

第十七条の十八第一項中「第十七条の十四第五項」を「第十七条の二十四第五項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第五項中「第十七条の十四第五項」を「第十七条の二十四第五項」に改め、同条を第十七条の二十八とする。

第十七条の十七を第十七条の二十七とし、第十七条の十六を第十七条の二十六とする。

第十七条の十五第二項中「第十七条の十七」を「第十七条の二十七」に改め、同条を第十七条の二十五とする。

第十七条の十四第四項第一号中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十八第一項」に改め、同項第三号中「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の三十三第一項」に改め、同項第四号中「第十七条の二十三第二項」を「第十七条の三十三第二項」に改め、同項第五号中「第十七条の二十三第三項」を「第十七条の三十三第三項」に改め、同項第六号中「第十七条の二十三第四項」を「第十七条の三十三第四項」に改め、同条第六項中「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の三十三第一項」に改め、同条第十項中「第十七条の二十三第二項」を「第十七条の三十三第二項」に改め、同条第十一項中「第十七条の二十三第三項」を「第十七条の三十三第三項」に改め、同条第十四項中「第十七条の二十三第四項」を「第十七条の三十三第四項」に改め、同条第十五項中「第十七条の二十三第五項」を「第十七条の三十三第五項」に改め、同条第十六項中「第十七条の二十四」を「第十七条の三十四」に改め、同条を第十七条の二十四とする。

第五章第九節を同章第十一節とする。

第十七条の十三第一項中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に、「第十七条の七第十項」を「第十七条の十七第十項」に改め、第五章第八節中同条を第十七条の二十三とする。

第五章第八節を同章第十節とする。

第十七条の十二中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、第五章第七節中同条を第十七条の二十二とする。

第十七条の十一中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条を第十七条の二十一とする。